

○農林水産省告示第四百十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十六の規定に基づき、平成十八年二月一日農林水産省告示第四百十四号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十九年二月七日

農林水産大臣 松岡 利勝

一の(一)中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ（以下「シストセンチュウ」と総称する。）を加え、同(二)及び(三)中「ジャガイモシストセンチュウ」を「シストセンチュウ」に改める。

三の(二)のア及び六の(一)中「ジャガイモシストセンチュウ」を「シストセンチュウ」に改める。